

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【都市整備局道路部道路維持課】2
- 徴収事務の委託【産業経済局総務政策部産業政策課】3
- 路面復旧費・検査事務費徴収単価表の告示【都市整備局道路部管理課】4
- 徴収事務の委託【産業経済局農林水産部総合農事センター】18
- 収納事務の委託【教育委員会事務局学校教育部生徒指導課】19

◇ 公 告

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【都市ブランド創造局観光にぎわい部観光課】20
- 特定調達契約の相手方の決定【デジタル市役所推進室DX推進課】23
- 請負契約に係る一般競争入札の公告（5件）【技術監理局契約部契約課】24

◇ 上下水道局

- 請負契約に係る一般競争入札の公告（2件）【上下水道局総務経営部総務課】33

◇ 区選挙管理委員会

- 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表（7件）【行政委員会事務局選挙課】37

北九州市告示第 2 2 1 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、北九州市立門司駅前自転車駐車場、北九州市立門司港駅前自転車駐車場、北九州市立小倉駅北口自転車駐車場、北九州市立小倉駅南口自転車駐車場、北九州市立西小倉駅前自転車駐車場、北九州市立南小倉駅前自転車駐車場、北九州市立朽網駅前自転車駐車場、北九州市立下曾根駅北口自転車駐車場、北九州市立下曾根駅南口自転車駐車場、北九州市立德力嵐山口自転車駐車場、北九州市立若松駅前自転車駐車場、北九州市立若松渡船場前自転車駐車場、北九州市立八幡駅前自転車駐車場、北九州市立折尾駅北自転車駐車場、北九州市立折尾駅東自転車駐車場、北九州市立折尾駅前自転車駐車場、北九州市立黒崎駅前自転車駐車場、北九州市立陣原北自転車駐車場、北九州市立陣原南自転車駐車場、北九州市立本城駅前自転車駐車場、北九州市立九州工大前駅前自転車駐車場及び北九州市立戸畑駅前自転車駐車場並びに北九州市立河内自転車貸出し施設における使用料並びに放置自転車の移動及び保管に要した費用の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益社団法人北九州市シルバー人材センター	北九州市小倉北区片野新町一丁目 1 番 6 号	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 2 2 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、北九州市立商工貿易会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州商工会議所	北九州市小倉北区紺屋町 1 3 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 2 3 号

北九州市道路占用規則（昭和 3 8 年北九州市規則第 8 9 号）第 2 5 条第 3 項の市長が別に定める単価表を次のように定め、令和 6 年 5 月 1 日以後道路占用許可を受けた者から適用する。

路面復旧費・検査事務費徴収単価表（令和 5 年北九州市告示第 1 9 2 号）は、令和 6 年 4 月 3 0 日をもって廃止する。

令和 6 年 4 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

令和6年度

路面復旧費・検査事務費
徴収単価表

(令和6年5月1日)

北九州市

【はじめに】

本単価表は、北九州市道路占用規則第25条第4項に基づき告示するものである。
令和6年5月1日以後に道路占用許可を受けた者から適用する。

【北九州市道路占用規則（抜粋）】

（掘削の方法等）

第24条 占有者は、掘削、埋戻し及び埋め戻した路面の復旧の工事を、市長が別に定める方法により施行しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が埋め戻した路面の復旧の工事（以下「路面復旧工事」という。）を施行することができる。

- （1） 市長が施行する道路に関する工事と併せて路面を復旧する必要があるとき。
- （2） 掘削の工事が競合して行われた場合で、市長が統一して路面を復旧することが適当と認めるとき。
- （3） 大規模な掘削の工事で路面の復旧に高度の技術を必要とするとき。
- （4） その他市長が必要と認めるとき。

（費用の徴収）

第25条 前条第2項の規定により市長が路面復旧工事を施行する場合は、当該路面復旧工事に要する費用を占有者から徴収する。ただし、占用工事が第20条の規定による舗装先行工事（市長による舗装の工事に先行して施行する工事をいう。）に該当する場合は、この限りでない。

2 前条第1項の規定により占有者が路面復旧工事を施行する場合及び前項ただし書の場合は、市長が行う検査に要する費用を占有者から徴収する。

3 前2項の規定により占有者が負担する路面復旧工事及び検査に要する費用の額は、市長が別に定める単価表により算出した額とする。

4 前項の単価表は、告示する。

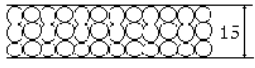
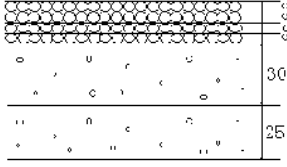
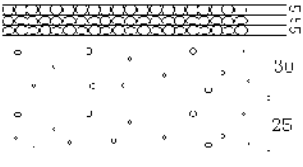
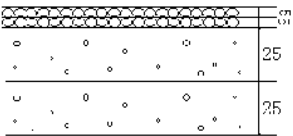
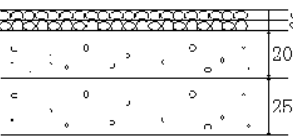
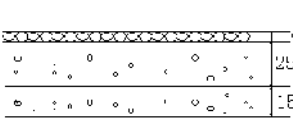
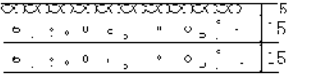
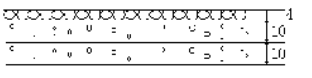
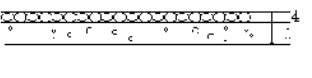
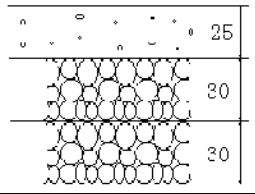
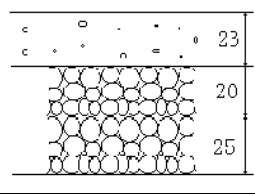
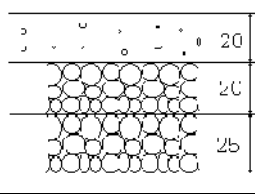
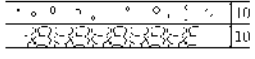
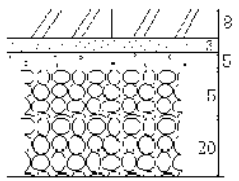
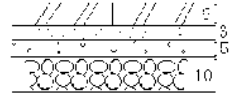
路面復旧費・検査事務費徴収単価表

1 徴収単価

種別		復旧面積 1㎡当たり 復旧単価（円）	復旧面積 1㎡当たり 検査事務費（円）
砂利道	G	—	140
アスファルト コンクリート 舗装道	A s 1	41,790	1,980
	〃 2	34,370	1,630
	〃 3	26,500	1,260
	〃 4	26,050	1,240
	〃 5	16,530	780
	〃 6	13,910	660
	〃 7	12,510	590
	〃 8（歩道）	9,460	450
セメント コンクリート 舗装道	C o n 1	46,000	2,180
	〃 2	43,470	2,060
	〃 3	41,370	1,960
	〃 4（歩道）	20,190	960
コンクリート ブロック道	C. B（車道）	32,240	1,530
	C. B（歩道）	27,440	1,300

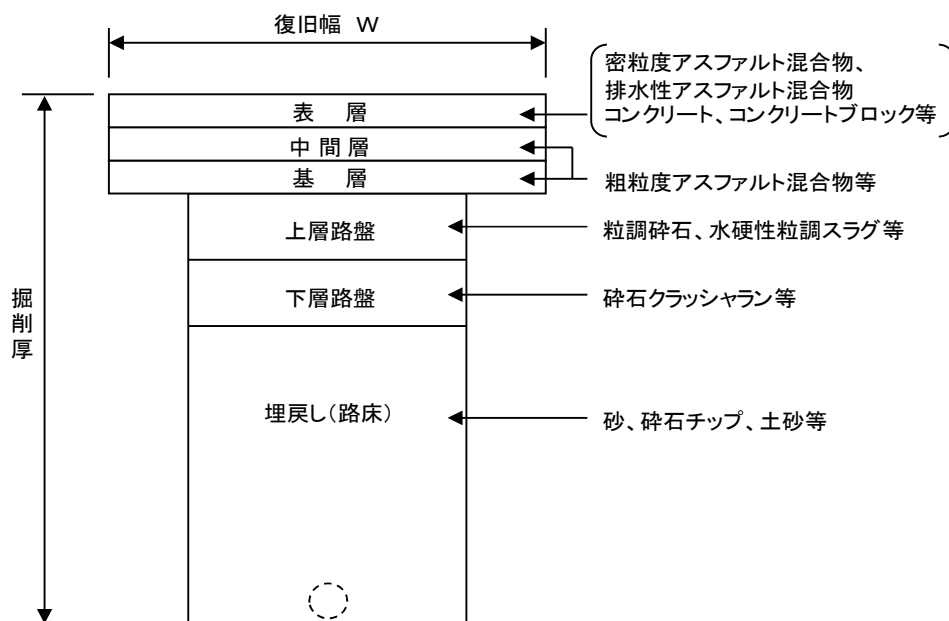
- 注1 新設工事中（現道拡幅を含む）の道路及び舗装先行工事で、道路管理者と協議の上砂利復旧する場合の、占有者から徴収する検査事務費は、砂利道Gの項に定める額とする。
- 2 植樹帯の掘削工事の場合、占有者から徴収する検査事務費は、この表の砂利道Gの項に定める額を徴収する。

2 路面復旧標準構造

種別	砂利道G		A s 1		A s 2	
工種	砂利厚 15.0cm		表層厚 5cm 中間層厚 10cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm 中間層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 25cm
復旧構造						
種別	A s 3		A s 4		A s 5	
工種	表層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 25cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm	上層路盤厚 25cm 下層路盤厚 15cm
復旧構造						
種別	A s 6		A s 7		A s 8 (歩道)	
工種	表層厚 5cm	上層路盤厚 15cm 下層路盤厚 15cm	表層厚 4cm	上層路盤厚 10cm 下層路盤厚 10cm	表層厚 4cm	路盤厚 10cm
復旧構造						
種別	C o n 1		C o n 2		C o n 3	
工種	コンクリート厚 25cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 30cm	コンクリート厚 23cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm	コンクリート厚 20cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm
復旧構造						
種別	C o n 4 (歩道)		C . B (車道)		C . B (歩道)	
工種	コンクリート厚 10cm	路盤厚 10cm	ブロック厚 8cm 砂厚 3cm 瀝青安定処理 5cm	上層路盤厚 15cm 下層路盤厚 20cm	ブロック厚 6cm 砂厚 3cm 瀝青安定処理 5cm	路盤厚 10cm
復旧構造						

3 復旧の構造基準

(1) 車道の基準

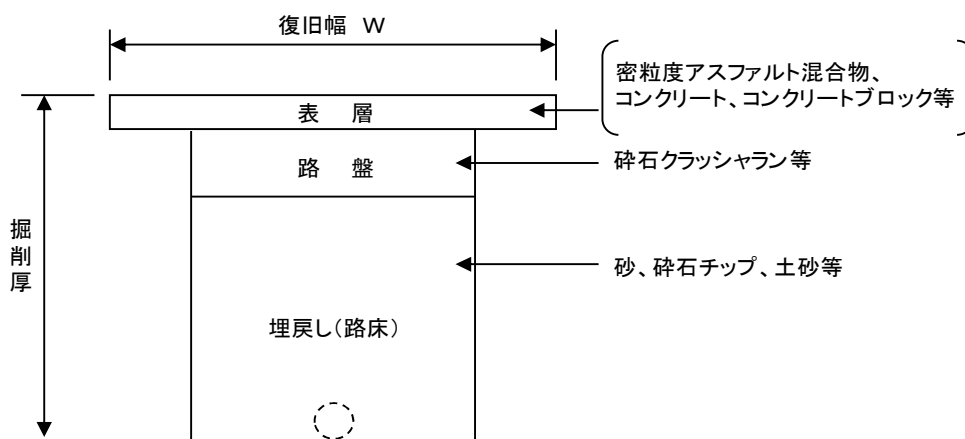


各層厚の基準

(単位 c m)

種別	A s 1	A s 2	A s 3	A s 4	A s 5	A s 6	A s 7	Con1	Con2	Con3	C. B
表層	5	5	5	5	5	5	4	25	23	20	16
中間層	10	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基層	5	5	5	5	—	—	—	—	—	—	—
上層路盤	30	30	25	20	25	15	10	30	20	20	15
下層路盤	25	25	25	25	15	15	10	30	25	25	20

(2) 歩道の基準



各層厚の基準 (単位 c m)

種別	A s 8	Con 4	C. B
表層	4	10	14
路盤	10	10	10

4 路面復旧費・検査事務費徴収算定基準

(1) 路面復旧費・検査事務費の額

復旧面積に舗装種別に応じた徴収単価を乗じて得た金額とする。

ただし、電柱及び電話柱の占用に伴う掘削工事の場合、占用者から徴収する検査事務費は、種別及び面積にかかわらず、電柱又は電話柱1本当たり1,000円とする。

(2) 路面復旧費・検査事務費の対象の除外

次に掲げる掘削工事については、路面復旧費・検査事務費を徴収しないものとする。

ア 国又は地方公共団体が一般会計をもって経理する事業及び特別会計をもって経理する事業のうち企業性格を有しないものに係るもの。

イ 復旧面積が1箇所につき1㎡未満の掘削工事の場合、検査事務費は徴収しないものとする。ただし、道路管理システムに係るものは除く。

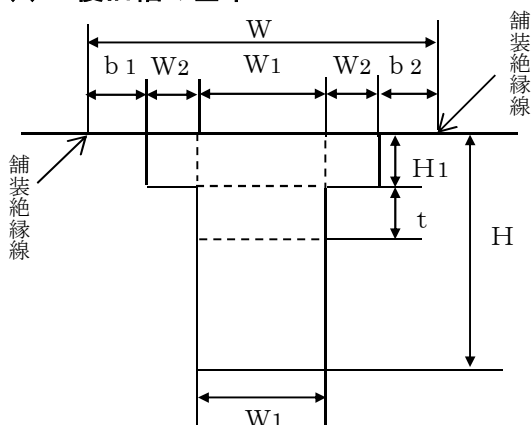
ウ 西日本高速道路株式会社、北九州市道路公社又は福岡北九州高速道路公社が設置する案内板（道路情報板を含む。）に関する掘削工事。

(3) 特殊舗装構造の取扱い

検査事務費については、類似する舗装種別の徴収単価を適用する。

路面復旧費については、別途設計を行い算定するものとする。

(4) 復旧幅の基準



W_1 = 掘削幅（最小掘削幅 0.6m）

W_2 = 影響の片側幅 = $K t$ （最小影響幅 0.3m）

b_1 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側幅

b_2 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側幅
（反対側）

H = 掘削深さ

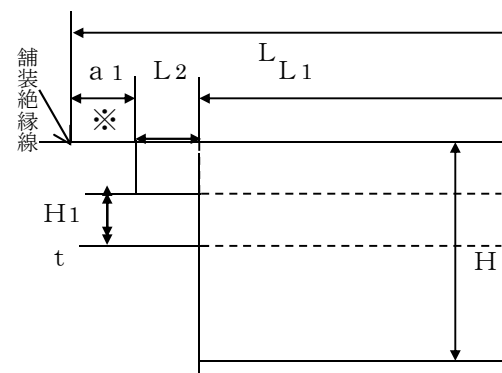
H_1 = 表層・中間層・基層の総厚

K = 係数（コンクリート舗装：1.4、アスファルト舗装：1.0）

t = 路盤（上層路盤+下層路盤）の総厚

W = 復旧幅 = $W_1 + 2W_2 + b_1 + b_2$

(5) 復旧工事長の基準



L_1 = 掘削長

L_2 = 影響の片側長 = $K t$ （最小影響長 0.3m）

a_1 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側長

a_2 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側長
（反対側） ※左図の a_1 を a_2 と読み替える

H = 掘削深さ

K = 係数（コンクリート舗装：1.4、アスファルト舗装：1.0）

H_1 = 表層・中間層・基層の総厚

t = 路盤（上層路盤+下層路盤）の総厚

L = 復旧工事長 = $L_1 + 2L_2 + a_1 + a_2$

(6) 復旧面積の基準

$$\text{復旧面積} = A = W \times L = A_1 + A_2$$

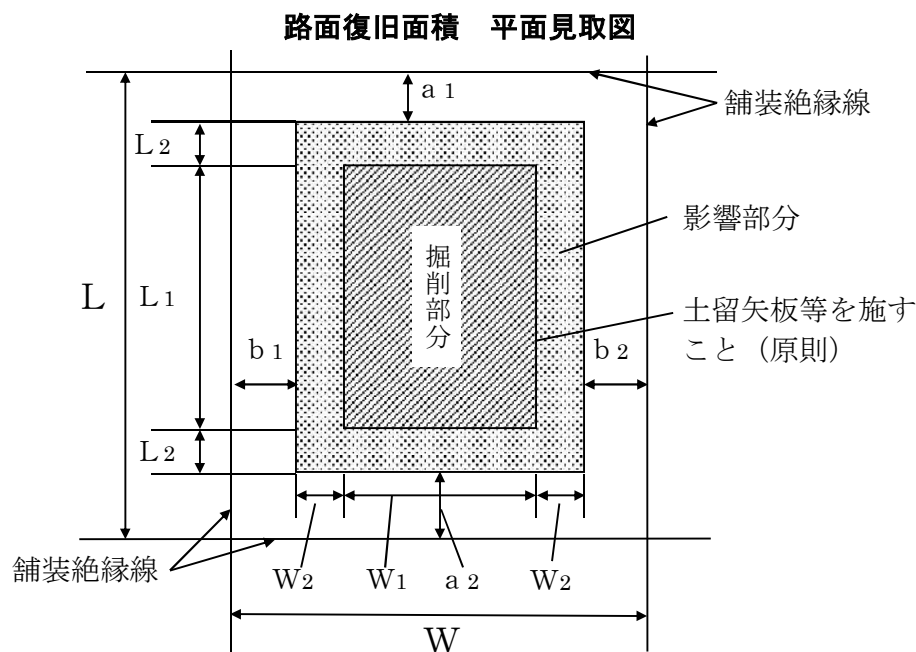
$$\text{掘削部分の復旧面積} = A_1 = W_1 \times L_1$$

$$\text{影響部分の復旧面積} = A_2 = A - A_1$$

(7) 復旧面積（影響部分）の取扱い

ア 影響部分の端から路側又は舗装絶縁線までの舗装幅が 1.2m（歩道の場合は 0.6m）未満のときは、その部分の面積を復旧面積に加算する。コンクリート舗装の場合は、影響部分の端から路側又は舗装絶縁線までの舗装幅が 1.8m（歩道の場合は 0.6m）未満のときは、その部分の面積を復旧面積に加算するものとする。

イ 徴収費用計算の基礎となる面積は、掘削部分の面積に影響部分の面積を加えたものとし、影響部分の面積は次の算式によるものとする。



$$A_2 = (W_1 + 2W_2 + b_1 + b_2) \times (L_1 + 2L_2 + a_1 + a_2) - W_1 \times L_1$$

A_2 影響部分の面積

W_1 掘削部分の幅（最小掘削幅 0.6m）

W_2 影響の片側幅（最小影響幅 0.3m）

L_1 掘削部分の長さ

L_2 影響の片側長（最小影響長 0.3m）

$$W_2 = L_2 = K t$$

t 掘削部分の路盤の厚さ

K コンクリート舗装の場合にあつては 1.4、アスファルト舗装の場合にあつては 1.0

$a_1 \cdot a_2$ 道路の中心線と平行の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線（打継目、目地、版端等をいう。以下同じ。）までの距離が 1.2m 以上のときは 0 とする。

$b_1 \cdot b_2$ 道路の中心線と垂直の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線までの距離が 1.2m より多いときは 0 とする。

ウ 最小掘削幅は車道部、歩道部とも 0.6m を標準とし、増幅の場合は 0.1m 単位とする。最小影響幅（長）は 0.3m とする。

※影響の片側幅（W₂）又は片側長（L₂）

<車道>

(単位 c m)

種別	As 1	As 2	As 3	As 4	As 5	As 6	As 7	Con 1	Con 2	Con 3
影響の片側幅(長)	55	55	50	45	40	30	30	84	63	63

<歩道>

(単位 c m)

種別	As 8 (歩道)	Con 4 (歩道)
影響の片側幅(長)	30	30

(C. B (車道、歩道) の場合は、道路管理者との協議によるものとする。)

エ 影響面積の例 (アスファルト舗装の場合)

図-1

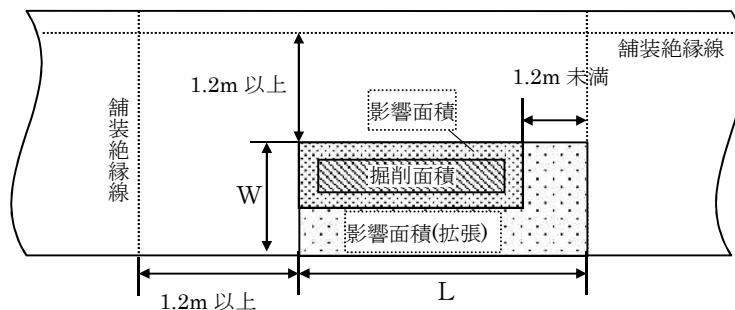
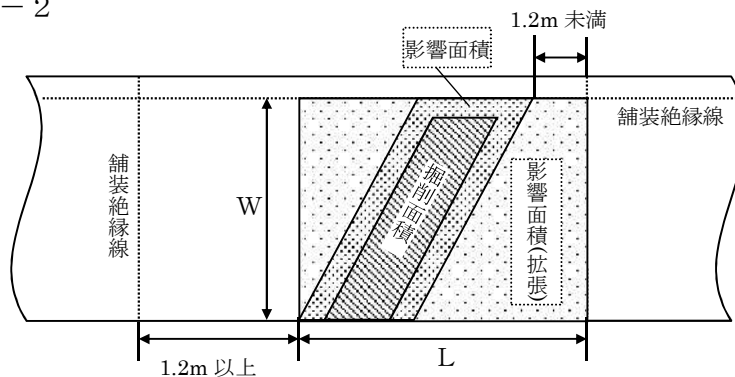


図-2



復旧面積 = A
A = W × L

※コンクリート舗装の場合、図-1 及び図-2 において、1.2mを1.8mと読み替えるものとする。

(8) 増破を生じた場合の取扱い

復旧面積は、断面的及び平面的に整形された範囲の面積を復旧面積とする。

なお、掘削許可時における復旧面積を増破した場合は、道路管理者と協議を行い、影響線を決定し、路面復旧費・検査事務費を追加徴収するものとする。

(9) 復旧面積の積算上の基準

ア 掘削部の工事長は、工種が異なるものがあるときには各工種ごとの工事長により、また同一路線内の工事であっても切断された部分については、その部分の工事長に

よるものとする。

イ 復旧面積算出の基礎となる復旧幅及び工事長は、メートル以下小数点第2位止めとし、3位については切り捨てるものとする。

ウ 復旧面積が、1箇所につき1.0㎡以上のものは、小数点以下1位で四捨五入して計算する。ただし、道路管理システムに係るもので1.0㎡未満のものは、1.0㎡とみなして計算する。

また、1申請につき同一舗装種別の掘削が2箇所以上ある場合は、舗装種別ごとに復旧面積を合計し、端数計算する。

エ 工事が国道、県道及び市道にまたがる場合においては、同一路線とみなして路面復旧費を算出する。ただし、国道、県道及び市道の工種が異なる場合は、アによる。

(10) 路面復旧費加算単価額

路面復旧費を徴収する場合、次の各表に掲げる道路付属物の復旧について、それぞれの表に定める割合による額を別途加算するものとする。

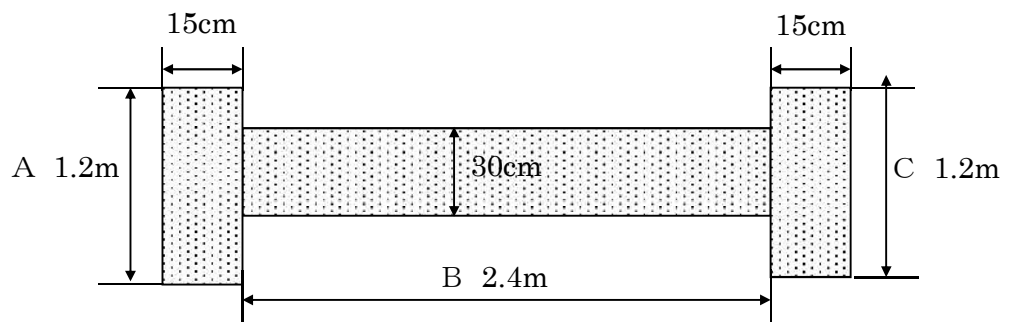
表-1

1 m当たり単価 (円)

種 別			W=15cm	W=20cm	W=30cm	W=45cm
区 画 線	白色	実 線	3,320	3,470	3,760	—
		破 線	3,320	3,480	3,750	—
		横断線 ・ゼブラ	3,320	3,480	3,770	4,200
	黄色	実 線	3,570	3,810	4,260	—

注1 横断歩道、停止線及びゼブラの区画線については、この表の横断線・ゼブラの項に定める額を徴収する。

2 区画線の延長の小数点以下の処理については、線幅ごとに次により行う。
(計算例)



15cm 幅の延長

Aの延長 1.2m

Cの延長 1.2m

$1.2\text{m} + 1.2\text{m} = 2.4\text{m}$

端数を切り上げると3m、延長は3mとなる。

30cm 幅の延長

Bの延長 2.4m

端数を切り上げると3m、延長は3mとなる。

表-2

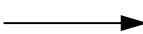
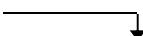

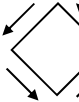

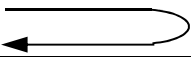

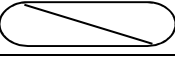
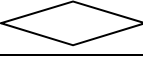
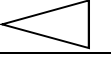



種別		形状 (画数)	色	1個当たり 単価 (円)	
矢印	直進		白	20,910	
	右左折		白	22,240	
	直進・右左折		白	29,540	
	右左折の方法 ・安全地帯等	対角 2m		白	66,400
		対角 4m			175,620
		直径 2m		白	78,680
直径 4m		215,460			
記号	転回禁止		黄	44,040	
			黄	34,290	
	終わり		白	48,470	
	横断歩道あり		白	54,780	
	前方優先道路		白	58,760	
文字	アラビア数字	30 40 50	白	63,980	
			黄	68,950	
	簡易な文字 (平仮名及び片仮名を含む。)	5画未満	白	14,400	
			黄	15,520	
	中程度の文字	5画以上 10画未満	白	27,130	
			黄	29,240	
複雑な文字	10画以上	白	31,490		
		黄	33,930		
マーク	文マーク		白	182,570	
	自転車マーク		白	5,020	
	自転車放置禁止区域 マーク		青、赤、白	87,720	

表-3

種別	規格		1個当たり 単価 (円)
キャッツアイ	設置幅 15cm	片面	21,850
		両面	23,450
チャッターバー	設置幅 20cm	片面	39,600
		両面	43,590
	設置幅 30cm	片面	45,900
		両面	49,900

(11) 夜間及び昼夜間工事施工の割増率

路面復旧費に(10)の加算額を加算した合計額に下記の割増率を乗じて得た額を加算するものとする。

- ア 夜間工事施工の場合 26パーセント増
- イ 昼夜間工事施工の場合 15パーセント増

(12) 路面復旧費の徴収方法

- ア 掘削申請件数の少ない申請者については、許可決裁後納入通知書により路面復旧費を納入させ、領収書を確認して許可書を交付する。
- イ 掘削申請件数の多い申請者(道路管理システム参加者である西日本電信電話(株)、九州電力送配電(株)、西部ガス(株)、上下水道局、(株)Q T n e t)については、許可決裁後許可書のみを申請者に交付し、路面復旧費は、当月分を一括して翌月の一週間以内に納入通知書を発行し、納入通知書発行から20日以内に路面復旧費を納入させる。

5 舗装全幅復旧について

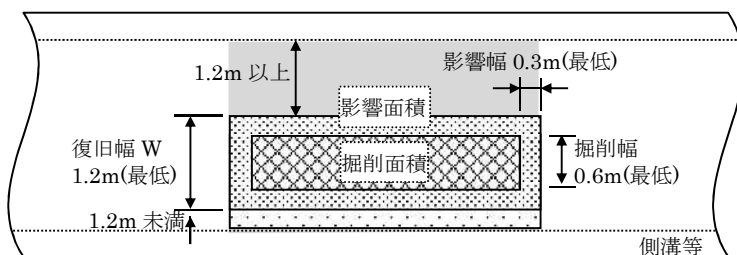
舗装先行工事でない路面復旧工事は、コンクリートブロック道を除き、道路の舗装種別にかかわらず、車道及び歩道全幅の表層を復旧するものとし、車線のある車道については車線単位で全幅の表層を復旧することを原則とする（ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く）。

この場合の当該部分の面積については、復旧面積に加算しない（検査事務費は徴収しない）ものとする。

- (1) 道路を横断する各戸引込管工事
- (2) 弁室やマンホール等の小構造物工事
- (3) 掘削面積 3 m^2 未満の工事

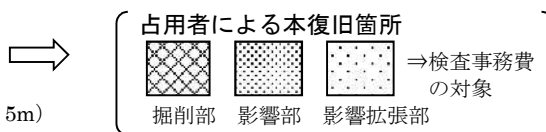
【舗装全幅復旧の事例】

- (1) 平面の考え方 ※アスファルト舗装の場合（コンクリート舗装の場合は 1.2m を 1.8m と読み替える）



【一定規模の工事①】

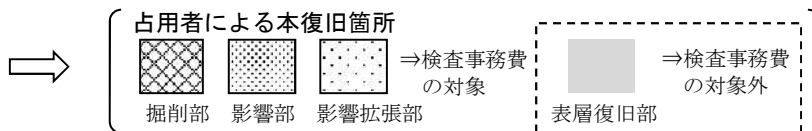
- ・道路を横断する各戸引込管工事
 - ・弁室やマンホール等の小構造物工事
 - ・掘削面積 3 m^2 未満の工事
- ⇒ (例) 復旧面積 6 m^2 (復旧幅 $1.2\text{m} \times$ 工事長 5m)



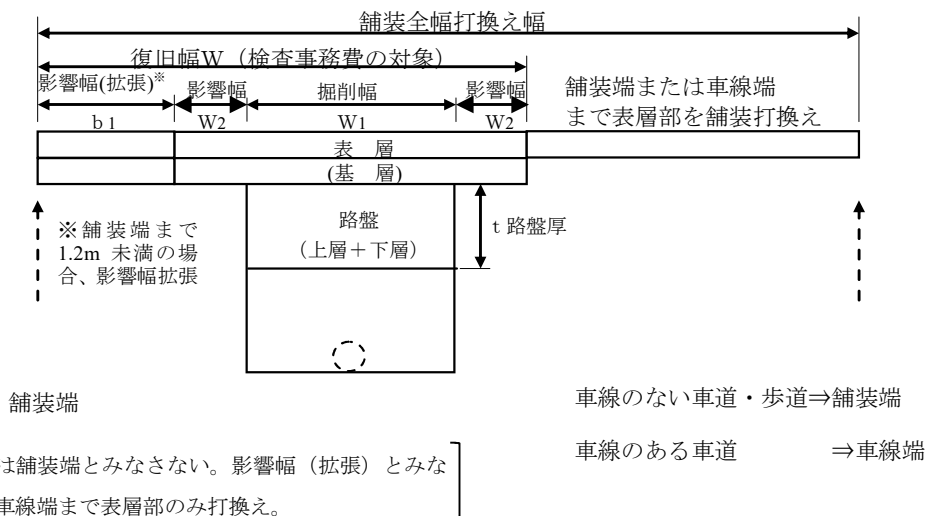
【①以外の工事】

- ・掘削面積 3 m^2 以上の工事

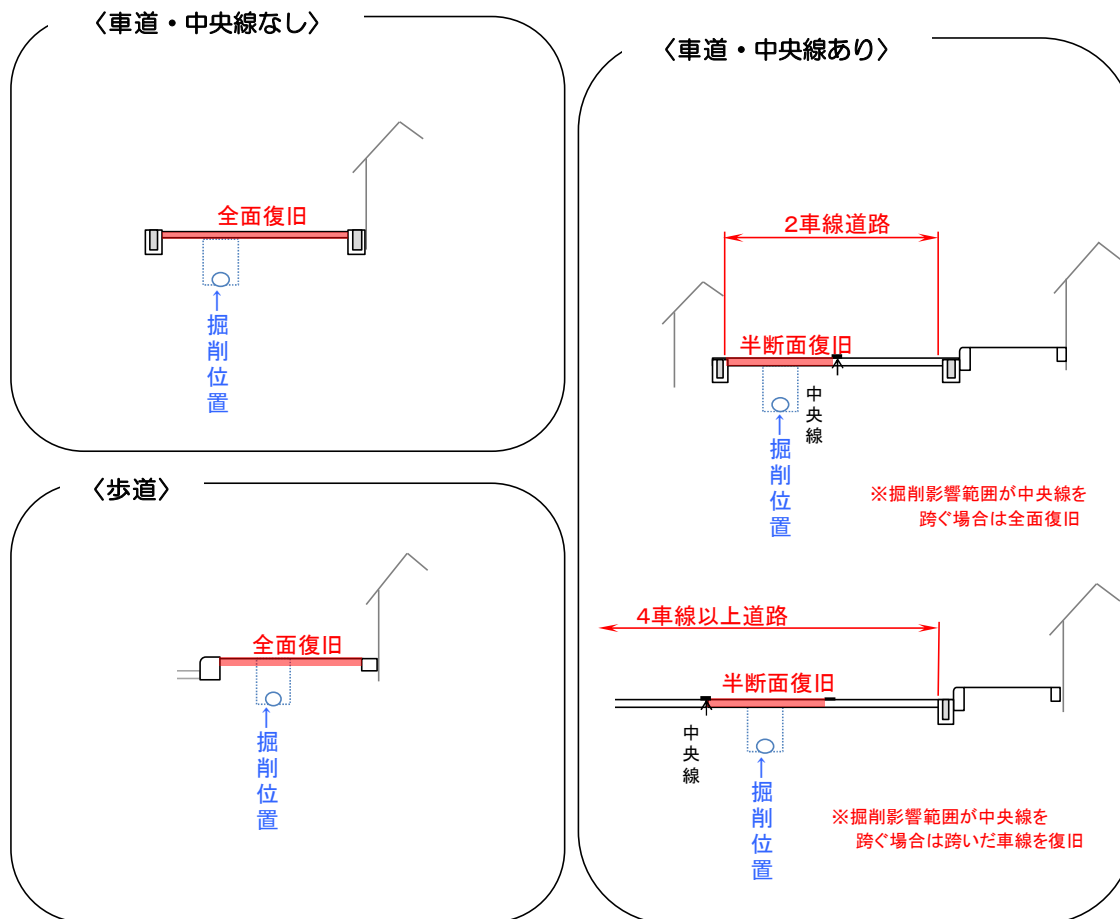
※表層部を全幅復旧



- (2) 断面の考え方



(3) 車線における復旧範囲の考え方



※図の復旧範囲は基本的な基準であり、車線を跨ぐ掘削、特殊舗装などは実情に応じて判断する。

(4) 蓋等の高さ調整

舗装全幅復旧にあたり、蓋等の高さ調整が必要な場合は、占有者間で協議し、舗装面に段差が生じないように留意すること。

北九州市告示第 2 2 4 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、北九州市立総合農事センターの生産物の売払代金の徴収に関する事務を次のとおり委託した

令和 6 年 4 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社ワールドインテック	北九州市小倉北区大手町 1 1 番 2 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 225 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、北九州市学校施設使用料条例（平成 30 年北九州市条例第 52 号）第 3 条に規定する学校施設の使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 24 日

北九州市長 武内和久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
株式会社ローソン九州 カンパニー九州エリア サポート部	福岡市博多区博多駅前 二丁目 6 番 12 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

北九州市公告第 275 号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 24 日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 共通基準による観光統計調査業務委託
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (4) 成果品納入場所

北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号 AIMビル 4 階

北九州市都市ブランド創造局観光にぎわい部観光課

- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号 AIMビル 4 階

北九州市都市ブランド創造局観光にぎわい部観光課

イ 期間 この公告の日から令和 6 年 5 月 1 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5

時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市都市ブランド創造局観光にぎわい部観光課に連絡すること。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

(5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間

ア 場所 第1号アの場所

イ 期間 第1号イの期間

(6) 仕様書に対する質問 仕様書に対する質問がある場合は、次のとおり電子メールで提出すること。

ア 提出場所 第1号アの場所

イ 提出期限 令和6年5月1日午後5時までに必着のこと。

ウ 質問書に対する回答は、入札参加申込書を提出した者に令和6年5月2日午後5時までに電子メールで行う。

(7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 AIMビル4階
観光課執務室内 会議室

イ 日時 令和6年5月8日午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市都市ブランド創造局観光にぎわい部観光課

〒802-0001

北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 AIMビル4階

電話 093-551-8150

北九州市公告第 276 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 24 日

北九州市長 武内和久

- 1 特定役務の名称及び数量
令和 6 年度団体内統合宛名システム運用・保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市デジタル市役所推進室 D X 推進課
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 6 年 3 月 21 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
富士通 J a p a n 株式会社九州北部公共ビジネス部
北九州市小倉北区室町一丁目 1 番 1 号
- 5 契約金額
4, 223 万 6, 480 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第277号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月24日

北九州市長 武内和久

1 工事概要	工事名	藍島漁港（本村地区）機能強化工事（6）
	工事場所	北九州市小倉北区大字藍島
	工事内容	上部工 3.5メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から令和6年12月15日まで
	予定価格	1億111万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用する。
	その他	この工事は、週休2日工事（発注者指定型）の試行対象工事である。詳細については、特記仕様書を確認すること。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	港湾工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	指数	令和5・6年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「土木一式」の「総合評定値（P）」が1,200点未満であること。
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成31年4月1日以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格250万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等		（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和5年度又は令和6年度に発注した予定価格（注3）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した港湾工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注4）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注5）を協議（注6）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事で令和6年4月22日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注7）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間		（1） この公告の日から令和6年5月2日まで（注7）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和6年5月7日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間		（1） 令和6年5月16日及び同月17日 午前9時から午後7時まで （2） 令和6年5月20日 午前9時から午後4時30分まで
	6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和6年6月4日 午前9時15分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設けない。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効		次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他		（1） この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。

(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。

注4 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。

注5 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。

注6 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。

注7 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第278号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月24日

北九州市長 武内和久

1 工事概要	工事名	響灘東地区岸壁（-7.5m）工事（6）
	工事場所	北九州市若松区響町二丁目
	工事内容	埋土撤去工 2,021立方メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から令和6年9月30日まで
	予定価格	1億2,522万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
	その他	この工事は、週休2日工事（発注者指定型）の試行対象工事である。詳細については、特記仕様書を確認すること。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	港湾工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	指数	令和5・6年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「土木一式」の「総合評定値（P）」が1,200点未満であること。
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成31年4月1日以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格250万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和5年度又は令和6年度に発注した予定価格（注3）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した港湾工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注4）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注5）を協議（注6）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。	
	(2) 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事で令和6年4月22日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。	
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注7）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和6年5月2日まで（注7）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和6年5月7日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和6年5月16日及び同月17日 午前9時から午後7時まで (2) 令和6年5月20日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和6年5月21日 午前9時10分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
8 入札の無効	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。	

(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。

注4 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。

注5 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。

注6 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。

注7 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第279号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月24日

北九州市長 武内和久

1 工事概要	工事名	楠橋楠北1号線伸縮装置設置工事（6-1）
	工事場所	北九州市八幡西区大字楠橋
	工事内容	伸縮装置設置工 一式 ほか
	工期	請負契約締結の日から令和6年9月30日まで
	予定価格	6,441万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
	その他	この工事は、現場閉所による週休2日工事（発注者指定型）の試行対象工事である。詳細については、特記仕様書を確認すること。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成31年4月1日以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格250万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和5年度又は令和6年度に発注した予定価格（注3）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注4）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注5）を協議（注6）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和6年4月22日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注7）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間		（1） この公告の日から令和6年5月2日まで（注7）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和6年5月7日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間		（1） 令和6年5月16日及び同月17日 午前9時から午後7時まで （2） 令和6年5月20日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和6年5月21日 午前9時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効		次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他		（1） この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。

(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事に資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。

注4 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。

注5 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。

注6 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。

注7 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第280号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月24日

北九州市長 武内和久

1 工事概要	工事名	元城町京良城町1号線他1線災害復旧工事
	工事場所	北九州市八幡西区元城町
	工事内容	工事延長 22.3メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から令和6年10月31日まで
	予定価格	3,409万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
	その他	この工事は、現場閉所による週休2日工事（発注者指定型）の試行対象工事である。詳細については、特記仕様書を確認すること。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市若松区内、八幡東区内、八幡西区内又は戸畑区内にあること。
	実績	平成31年4月1日以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格250万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1）競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については予定価格（注3）5,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が令和5年度又は令和6年度に発注した土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注4）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注5）を協議（注6）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2）Aランク業者については予定価格5,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和6年4月22日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
期間	この公告の日から本件開札日まで（注7）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで	
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1）この公告の日から令和6年5月2日まで（注7）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2）令和6年5月7日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1）令和6年5月16日及び同月17日 午前9時から午後7時まで （2）令和6年5月20日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
日時	令和6年5月21日 午前9時5分	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1）この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2）競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3）契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	

	(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。 (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。	
注2 建設工事に有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。	
注3 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。	
注4 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事については北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事については北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。	
注5 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事については北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事については北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。	
注6 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事については北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事については北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。	
注7 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。	

北九州市公告第281号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月24日

北九州市長 武内和久

1 工事概要	工事名	八幡東区役所庁舎吸収式冷温水機更新工事
	工事場所	北九州市八幡東区中央一丁目1番1号
	工事内容	施設の吸収式冷温水機の更新工事
	工期	請負契約締結の日から令和7年1月20日まで
	予定価格	5,511万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	その他	この工事は、週休2日工事（発注者指定型）の試行対象工事である。詳細については、現場説明書（特記仕様書）を確認すること。
	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	管工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	管工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
3 契約条項を示す場所及び期間	実績	平成31年4月1日以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格250万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の管工事（都市ガス又はLPガスに係る工事を除く。以下同じ。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の管工事で令和6年4月22日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注3）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
5 入札書の受付期間	(1)	この公告の日から令和6年5月2日まで（注3）の毎日午前9時から午後4時30分まで
	(2)	令和6年5月7日 午前9時から正午まで
6 開札の場所及び日時	(1)	令和6年5月16日及び同月17日 午前9時から午後7時まで
	(2)	令和6年5月20日 午前9時から午後4時30分まで
7 入札及び契約に関する条件	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和6年5月21日 午前9時00分
	最低制限価格	設ける。
8 入札の無効	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
9 その他	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
	その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。		
注3 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		

北九州市上下水道局公告第66号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月24日

北九州市上下水道局長 持山泰生

1 工事概要	工事名	京町一丁目地内他管渠改築工事
	工事場所	北九州市小倉北区京町一丁目ほか
	工事内容	管渠工（開削）ダクタイル鋳鉄管内径600ミリメートル 277.01メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から令和7年3月31日まで
	予定価格	2億4,936万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用する。
	その他	この工事は、ICT活用工事の試行対象工事（受注者希望型）及び週休2日工事（発注者指定型）の試行対象工事である。詳細については、特記仕様書を確認すること。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成31年4月1日以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格250万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1）競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和5年度又は令和6年度に発注した予定価格（注3）2億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注4）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注5）を協議（注6）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2）本市が発注した予定価格2億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和6年4月22日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 期間 この公告の日から本件開札日まで（注7）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1）この公告の日から令和6年5月2日まで（注7）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2）令和6年5月7日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1）令和6年5月16日及び同月17日 午前9時から午後7時まで （2）令和6年5月20日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和6年6月4日 午前9時	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設けない。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1）この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2）競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3）契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	

	(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。
<p>注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事に有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注4 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注7 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市上下水道局公告第67号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月24日

北九州市上下水道局長 持山泰生

1 工事概要	工事名	上吉田一丁目他配水管布設替工事
	工事場所	北九州市小倉南区上吉田一丁目地内ほか
	工事内容	鑄鉄管据付工 内径450ミリメートル 369.3メートルほか
	工期	請負契約締結の日から270日間
	予定価格	1億1,039万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用する。
	その他	この工事は、週休2日工事（発注者指定型）の試行対象工事である。詳細については、特記仕様書を確認すること。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	水道施設工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	許可	水道施設工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成31年4月1日以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格250万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事又は土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認められたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事（管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和6年4月22日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注3）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和6年5月2日まで（注3）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和6年5月7日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和6年5月16日及び同月17日 午前9時から午後7時まで (2) 令和6年5月20日 午前9時から午後4時30分まで	
	6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和6年6月4日 午前9時30分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設けない。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	

注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市門司区選挙管理委員会告示第1号

令和5年度中における本区の選挙人名簿抄本の閲覧状況について、下記のとおり公表する。

令和6年4月24日

北九州市門司区選挙管理委員会

委員長 吉永高敏

閲覧申出者	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	閲覧情報の利用目的の概要
(株)サーベイリサーチセンター九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	令和5年5月11日	第28投票区(80件)	調査研究(消費生活に関する県民意識調査)
(株)サーベイリサーチセンター九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	令和5年6月8日	第3投票区、第5投票区、第7投票区、第8投票区、第10投票区、第21投票区、第22投票区、第32投票区(70件)	調査研究(福岡県民ニーズ調査)
(株)日経リサーチ 代表取締役社長 新藤政史 東京都千代田区内神田二丁目2番1号鎌倉河岸ビル	令和5年8月10日	第32投票区(16件)	調査研究(日本経済新聞郵送世論調査)
(一社)共同通信社 社長 水谷亨 東京都港区東新橋一丁目7番1号	令和5年9月7日	第5投票区及び第24投票区(24件)	調査研究(政治・選挙に関する世論調査)
読売新聞東京本社編集局世論調査部 世論調査部長 杉田義文 東京都千代田区大手町一丁目7番1号	令和5年9月20日	第18投票区(45件)	調査研究(政治・選挙に関する世論調査)
(特非)福岡ジェンダー研究所 理事長 窪田由紀 福岡市博多区博多駅東三丁目9番3-403号	令和5年10月3日	第6投票区、第9投票区、第16投票区、第19投票区、第22投票区、第24投票区、第26投票区、第2	調査研究(子ども子育て等に関する県民意識調査)

	8 投票区、第 3 2 投票区 (2 0 7 件)	
--	----------------------------------	--

北九州市小倉北区選挙管理委員会告示第3号

令和5年度中における本区の選挙人名簿抄本の閲覧状況について、下記のとおり公表する。

令和6年4月24日

北九州市小倉北区選挙管理委員会

委員長 山 縣 郁 子

閲覧申出者	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	閲覧情報の利用目的の概要
(株) サーベイリサーチセンター九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	令和5年5月11日	第20投票区、第27投票区、第40投票区及び第41投票区(80件)	調査研究(消費生活に関する県民意識調査)
(一社) 新情報センター 事務局長 山本恭久 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号	令和5年5月19日	第35投票区(50件)	調査研究(家計消費状況調査)
(一社) 中央調査社 会長 境克彦 東京都中央区銀座五丁目15番8号	令和5年6月2日	第25投票区(17件)	調査研究(第20回統一地方選挙に関する意識調査)
(株) サーベイリサーチセンター九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	令和5年6月5日	第3投票区、第5投票区、第9投票区、第10投票区、第13投票区、第16投票区、第17投票区、第18投票区、第19投票区、第22投票区、第29投票区、第33投票区、第38投票区、第39投票区及び第41投票区(130件)	調査研究(福岡県民ニーズ調査)
(一社) 中央調査社 会長 境克彦 東京都中央区銀座五丁目15番8号	令和5年7月26日	第39投票区(7件)	調査研究(社会意識に関する調査)

(一社) 共同通信社 社長 水谷亨 東京都 港区東新橋一丁目7番 1号	令和5年9 月6日	第11投票区、 第17投票区及 び第31投票区 (36件)	調査研究(政治 ・選挙に関する 世論調査)
(一社) 新情報センタ ー 事務局長 山本恭 久 東京都渋谷区恵比 寿一丁目19番15号	令和5年9 月26日	第22投票区(50件)	調査研究(家計 消費状況調査)
(特非) 福岡ジェンダ ー研究所 理事長 窪 田由紀 福岡市博多区 博多駅東三丁目9番3 -403号	令和5年1 0月6日	第2投票区、第 5投票区、第6 投票区、第9投 票区、第12投 票区、第16投 票区、第18投 票区、第20投 票区、第22投 票区、第25投 票区、第27投 票区、第30投 票区、第33投 票区、第35投 票区、第37投 票区、第39投 票区、第40投 票区及び第42 投票区(414 件)	調査研究(子ど も子育て等に関 する県民意識調 査)
(一社) 新情報センタ ー 事務局長 山本恭 久 東京都渋谷区恵比 寿一丁目19番15号	令和6年1 月15日	第22投票区及 び第23投票区 (100件)	調査研究(家計 消費状況調査)
(株) サーベイリサー チセンター広島事務所 所長 原田一臣 広 島県広島市中区立町2 番29号	令和6年2 月20日	第15投票区(105件)	調査研究(令和 5年度肝炎検査 受検状況実態把 握事業)

北九州市小倉南区選挙管理委員会告示第5号

令和5年度中における本区の選挙人名簿抄本の閲覧状況について、下記のとおり公表する。

令和6年4月24日

北九州市小倉南区選挙管理委員会

委員長 鷹取 貴美子

閲覧申出者	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	閲覧情報の利用目的の概要
(株) サーベイリサーチセンター九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	令和5年5月10日	第9投票区、第25投票区、第40投票区及び第41投票区(80件)	調査研究(消費生活に関する県民意識調査)
(株) サーベイリサーチセンター九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	令和5年5月19日	第40投票区(1件)	調査研究(消費生活に関する県民意識調査)
(一社) 新情報センター 事務局長 山本恭久 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号	令和5年5月30日	第3投票区及び第4投票区(100件)	調査研究(家計消費状況調査)
(株) サーベイリサーチセンター九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	令和5年6月6日	第2投票区、第3投票区、第4投票区、第5投票区、第6投票区、第7投票区、第10投票区、第19投票区、第20投票区、第28投票区、第29投票区、第31投票区、第33投票区、第39投票区、及び第41投票区(150件)	調査研究(福岡県民ニーズ調査)
(株) サーベイリサーチセンター 代表取締役	令和5年8月16日	第1投票区(1件)	調査研究(時事問題調査「日本

役 藤澤士朗 東京都 荒川区西日暮里二丁目 40番10号			の世論2023 J)
(一社) 共同通信社 社長 水谷亨 東京都 港区東新橋一丁目7番 1号	令和5年9 月5日	第5投票区及び 第34投票区 (24件)	調査研究 (政治 ・選挙に関する 世論調査)
(一社) 新情報センタ ー 事務局長 山本恭 久 東京都渋谷区恵比 寿一丁目19番15号	令和5年9 月27日	第1投票区及び 第2投票区 (50件)	調査研究 (家計 消費状況調査)
読売新聞東京本社編集 局世論調査部 世論調 査部長 杉田義文 東 京都千代田区大手町一 丁目7番1号	令和5年9 月25日	第20投票区 (45件)	調査研究 (読売 全国世論調査)
(特非) 福岡ジェンダ ー研究所 理事長 窪 田由紀 福岡県福岡市 博多区博多駅東三丁目 9番3-403号	令和5年1 0月2日及 び同月3日	第3投票区、第 5投票区、第7 投票区、第9投 票区、第10投 票区、第12投 票区、第17投 票区、第21投 票区、第22投 票区、第24投 票区、第26投 票区、第28投 票区、第30投 票区、第33投 票区、第35投 票区、第37投 票区、第38投 票区、第40投 票区、第43投 票区及び第45 投票区 (460 件)	調査研究 (子ど も子育て等に関 する県民意識調 査)
(一社) 新情報センタ ー 事務局長 山本恭 久 東京都渋谷区恵比 寿一丁目19番15号	令和6年1 月19日	第44投票区 (50件)	調査研究 (家計 消費状況調査)

北九州市若松区選挙管理委員会告示第1号

令和5年度中における本区の選挙人名簿抄本の閲覧状況について、下記のとおり公表する。

令和6年4月24日

北九州市若松区選挙管理委員会

委員長 木本直子

閲覧申出者	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	閲覧情報の利用目的の概要
(株)サーベイリサーチセンター九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	令和5年5月16日	第1投票区、第26投票区(70件)	調査研究(消費生活に関する県民意識調査)
(一社)新情報センター事務局長 山本恭久 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号	令和5年5月18日	第4投票区、第5投票区及び第9投票区(50件)	調査研究(家計消費状況調査)
(株)サーベイリサーチセンター九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	令和5年6月1日	第2投票区、第8投票区、第9投票区、第14投票区、第19投票区、第20投票区及び第24投票区(60件)	調査研究(福岡県民ニーズ調査)
(一社)共同通信社 社長 水谷亨 東京都港区東新橋一丁目7番1号	令和5年9月7日	第12投票区(12件)	調査研究(日本世論調査会全国世論調査)
(一社)新情報センター事務局長 山本恭久 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号	令和5年9月20日	第5投票区及び第9投票区(100件)	調査研究(家計消費状況調査)
(特非)福岡ジェンダー研究所 理事長 窪田由紀 福岡市博多区博多駅東三丁目9番3-403号	令和5年10月4日	第5投票区、第7投票区、第12投票区、第16投票区、第18投票区、第22投票区、第25投票区及び第26投票区(184件)	調査研究(子ども子育て等に関する県民意識調査)

(一社)新情報センター 事務局長 山本恭久 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号	令和6年1月22日	第1投票区、第12投票区(50件)	調査研究(家計消費状況調査)
--	-----------	-------------------	----------------

北九州市八幡東区選挙管理委員会告示第3号

令和5年度中における本区の選挙人名簿抄本の閲覧状況について、下記のとおり公表する。

令和6年4月24日

北九州市八幡東区選挙管理委員会

委員長 黒野まゆみ

閲覧申出者	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	閲覧情報の利用目的の概要
読売新聞東京本社編集局世論調査部 世論調査部長 湯本浩司 東京都千代田区大手町一丁目7番1号	令和5年5月9日	第18投票区(45件)	調査研究(読売全国世論調査)
(株)サーベイリサーチセンター九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	令和5年5月12日	第1投票区、第5投票区、第15投票区、第17投票区、第18投票区、第19投票区及び第21投票区(70件)	調査研究(消費生活に関する県民意識調査)
(一社)新情報センター 事務局長 山本恭久 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号	令和5年5月26日	第9投票区(50件)	調査研究(家計消費状況調査)
(株)サーベイリサーチセンター九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	令和5年6月2日	第8投票区、第11投票区、第18投票区、第20投票区及び第21投票区(50件)	調査研究(福岡県民ニーズ調査)
(株)日経リサーチ 代表取締役社長 新藤政史 東京都千代田区内神田二丁目2番1号鎌倉河岸ビル	令和5年8月10日	第1投票区及び第3投票区(16件)	調査研究(経済や政治、社会問題等に関する有権者の意識調査)
(一社)共同通信社 社長 水谷亨 東京都港区東新橋一丁目7番1号	令和5年9月5日	第15投票区及び第23投票区(24件)	調査研究(日本世論調査会全国世論調査)
(一社)新情報センター 事務局長 山本恭	令和5年9月22日	第16投票区、第17投票区及	調査研究(家計消費状況調査)

久 東京都渋谷区恵比 寿一丁目19番15号		び第18投票区 (100件)	
(特非)福岡ジェンダ ー研究所 理事長 窪 田由紀 福岡市博多区 博多駅東三丁目9番3 -403号	令和5年1 0月4日	第1投票区、第 5投票区、第1 1投票区、第1 4投票区、第1 8投票区及び第 21投票区(1 38件)	調査研究(子ども 子育て等に関 する県民意識調 査)
(一社)新情報センタ ー 事務局長 山本恭 久 東京都渋谷区恵比 寿一丁目19番15号	令和6年2 月2日	第17投票区及 び第18投票区 (50件)	調査研究(家計 消費状況調査)

北九州市八幡西区選挙管理委員会告示第4号

令和5年度中における本区の選挙人名簿抄本の閲覧状況について、下記のとおり公表する。

令和6年4月24日

北九州市八幡西区選挙管理委員会

委員長 安部 桂子

閲覧申出者	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	閲覧情報の利用目的の概要
(株) サーベイリサーチセンター九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	令和5年5月17日	第31投票区、第37投票区、第42投票区、第46投票区及び第52投票区(80件)	調査研究(消費生活に関する県民意識調査)
(一社) 新情報センター 事務局長 山本恭久 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号	令和5年5月26日	第7投票区(50件)	調査研究(家計消費状況調査)
(一社) 中央調査社 会長 境克彦 東京都中央区銀座五丁目15番8号	令和5年6月6日	第48投票区(17件)	調査研究(第20回統一地方選挙に関する意識調査)
(株) サーベイリサーチセンター九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	令和5年6月14日	第2投票区、第5投票区、第7投票区、第8投票区、第11投票区、第12投票区、第15投票区、第20投票区、第21投票区、第22投票区、第32投票区、第33投票区、第42投票区及び第52投票区(170件)	調査研究(福岡県民ニーズ調査)
(一社) 中央調査社 会長 境克彦 東京都中央区銀座五丁目15番8号	令和5年8月24日	第47投票区(19件)	調査研究(メディア利用と政治・社会意識に関する調査)

(一社) 中央調査社 会長 境克彦 東京都 中央区銀座五丁目15 番8号	令和5年8 月24日	第32投票区、 第33投票区及 び第52投票区 (114件)	調査研究(時事 世論調査)
(一社) 共同通信社 社長 水谷亨 東京都 港区東新橋一丁目7番 1号	令和5年9 月7日	第17投票区及 び第24投票区 (24件)	調査研究(日本 世論調査会全国 世論調査)
(一社) 新情報センタ ー 事務局長 山本恭 久 東京都渋谷区恵比 寿一丁目19番15号	令和5年9 月21日	第9投票区(5 0件)	調査研究(家計 消費状況調査)
(特非) 福岡ジェンダ ー研究所 理事長 窪 田由紀 福岡市博多区 博多駅東三丁目9番3 -403号	令和5年9 月26日及 び同月29 日	第2投票区、第 5投票区、第7 投票区、第9投 票区、第11投 票区、第13投 票区、第16投 票区、第18投 票区、第19投 票区、第21投 票区、第23投 票区、第25投 票区、第29投 票区、第31投 票区、第32投 票区、第34投 票区、第36投 票区、第38投 票区、第39投 票区、第42投 票区、第44投 票区、第46投 票区、第48投 票区、第49投 票区及び第51 投票区(575 件)	調査研究(子ど も子育て等に関 する県民意識調 査)
(一社) 中央調査社 会長 境克彦 東京都 中央区銀座五丁目15 番8号	令和5年1 月17日	第6投票区及び 第7投票区(1 8件)	調査研究(政治 ・経済・社会に 関する意識調査)

<p>(一社) 新情報センター 事務局長 山本恭久 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号</p>	<p>令和6年1月24日</p>	<p>第14投票区、第37投票区及び第38投票区 (100件)</p>	<p>調査研究(家計消費状況調査)</p>
<p>(一社) 中央調査社 会長 境克彦 東京都中央区銀座五丁目15番8号</p>	<p>令和6年3月6日</p>	<p>第22投票区、第27投票区、第50投票区及び第51投票区 (108件)</p>	<p>調査研究(時事世論調査)</p>

北九州市戸畑区選挙管理委員会告示第1号

令和5年度中における本区の選挙人名簿抄本の閲覧状況について、下記のとおり公表する。

令和6年4月24日

北九州市戸畑区選挙管理委員会

委員長 三崎利彦

閲覧申出者	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	閲覧情報の利用目的の概要
(株)サーベイリサーチセンター九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	令和5年5月10日	第3投票区、第5投票区、第6投票区、第8投票区、第9投票区及び第12投票区(70件)	調査研究(消費生活に関する県民意識調査)
読売新聞東京本社編集局世論調査部 世論調査部長 湯本浩司 東京都千代田区大手町一丁目7番1号	令和5年5月11日	第4投票区(45件)	調査研究(政治・選挙に関する世論調査)
(株)サーベイリサーチセンター九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	令和5年6月2日	第5投票区、第6投票区、第7投票区、第10投票区、第11投票区及び第14投票区(50件)	調査研究(福岡県民ニーズ調査)
(一社)中央調査社 会長 境克彦 東京都中央区銀座五丁目15番8号	令和5年8月16日	第12投票区(19件)	調査研究(メディア利用と政治・社会意識に関する調査)
(一社)共同通信社 社長 水谷亨 東京都港区東新橋一丁目7番1号	令和5年9月5日	第8投票区及び第11投票区(24件)	調査研究(政治・選挙に関する世論調査)
(特非)福岡ジェンダー研究所 理事長 窪田由紀 福岡市博多区博多駅東三丁目9番3-403号	令和5年9月29日	第3投票区、第4投票区、第6投票区、第9投票区、第13投票区及び第14投票区(138件)	調査研究(子ども子育て等に関する県民意識調査)

<p>(株) 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 東京都墨田区江東橋四丁目26番5号</p>	<p>令和5年1月15日</p>	<p>第1投票区、第3投票区、第7投票区、第11投票区及び第14投票区(12件)</p>	<p>調査研究(政治・選挙に関する学術研究)</p>
<p>(一社) 中央調査社 会長 境克彦 東京都中央区銀座五丁目15番8号</p>	<p>令和5年1月16日</p>	<p>第6投票区(19件)</p>	<p>調査研究(政治・経済・社会に関する意識調査)</p>